

蕨市立第二中学校 部活動に係る活動方針

◆ 活動の基本方針

- 学校教育目標を達成するための教育の一環として、全生徒を対象に部活動を実施する。
- 学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

◆ 指導体制の整備について

- 各顧問が年間、月間の活動計画及び、活動実績を作成し、管理職に提出する。
- 作成した各種計画については、生徒及び保護者に公表する。
- 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- 必要に応じて外部指導者を活用する。

◆ 具体的な活動の進め方について

- 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- 部活動顧問会を設置し、定期的情報交換を行う。
- 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- 教職員全員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
- 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるようにする。
- 部活動費用（部費など）を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

◆ 適切な休養日等の設定について

- 蕨市部活動方針に基づいて、休養日を設定する。

【解説】

一年間の活動を「充実期」「試合期」「休息期」として、それぞれ表にある期間として捉えること。また、本市部活動指導方針に示してあるとおり、休養日については①から③の取り方を表のとおり当てはめて運用することが蕨市の方針の大きな特徴であるため、本校もそれに沿って、各部ごとに設定する。

①週当たり2日以上休養日（平日1日、土日1日以上休養）

②1ヶ月当たり8日間以上の休養

③年間を通して104日以上休養

充実期（「試合期」と「休息期」を除く期間）	試合期（大会の1ヶ月前から大会当日までの期間）	休息期（大会後2週間～1ヶ月間）
① ② ③	② ③	①
※いずれかを満たすこと	※どちらかを満たすこと	

*活動時間は、平日2時間程度、休業日は3時間程度とする。ただし、実質活動時間であり、準備、片付け、ミーティング等は含まない。

*夏期休業中に関わらず、気温が35度以上の場合は、直ちに活動を中止し、熱中症事故防止の観点から十分な対策を講じる。